

よろしくお願ひ申し上げます、お隣様。

一般社団法人日本化学工業協会
専務理事 進藤 秀夫

日本化学工業協会（日化協）専務理事の進藤秀夫と申します。日化協は、1948年に設立され、2011年に現在の一般社団法人に改組されました。日化協の目指すところは、化学産業の健全な発展のための環境づくりを行うことです。

日化協は、181の企業会員と80の団体会員からなり（2022年3月18日現在）、技術、化学品管理、環境安全、レスポンシブルケアなど、課題ごとに委員会を組織して、会員の知見や情報を集約して敷衍化し、会員にフィードバックをしています。また関係行政官庁、国際化学工業協会協議会（ICCA）、関連する業界団体、労組、学協会などと連携しております。

化学研究評価機構（JCII）様にも会員になって頂き、日々ご指導を頂いております。

最近の日化協を取り巻く大きな課題といえば、まずはカーボンニュートラル（CN）への取組です。化学産業は、規模が大きいだけでなく、天然物の代替、高機能素材の開発など幅広く日本の製造業全般に貢献している一方で、様々な化学反応を担うことから、製造に伴い一定のCO₂排出が避けられないという特徴があります。このため、かねてより温暖化問題に関しては本腰を入れて取り組んできたところではありますが、2020年の日本政府による「2050年CN宣言」を受けて、2021年5月、日化協は「CNへの化学産業としてのスタンス」を取りまとめました。

同スタンスでは、製造段階において、（1）地中に眠る化石資源をこれ以上掘り出さずに済むように、バイオ原料、廃プラリサイクル原料、さらにはCO₂からの化学品製造などを活用して原料を転換し、CO₂排出量削減を目指します。一方、（2）自家発電向けを含む燃料に関しても、石炭などの化石資源から、LNG、バイオ燃料、水素、アンモニアといった形で燃料転換し、また購入電力のグリーン化を通じて、CO₂排出量削減を図ります。また、化学産業においては、製造段階のみならず、化学製品あるいはそれを使ったサービスを通して、製品のライフサイクル全体でのCO₂排出削減を目指すこ

とも大きな目標です。CNは極めて挑戦的な課題ですが、化学産業は、CNを克服して競争力を強化するとともに、社会にCO₂を原料とした化学製品を供給し続ける「炭素循環産業」として生まれ変わろうとしているのです。

化学品管理では、欧州が「持続可能性」をキーワードに、「持続可能性のための化学物質戦略」（2020年10月）や「欧州タクソノミー」（2020年6月、タクソノミー規則採択）を整備して、CLP法やREACH法など関連欧州法規の改正や、持続性に係る指標の開示を企業に求める動きを見せています。欧州のハザード管理的な発想のもとに、現行規制の対象外の物質が新たに懸念物質として取り扱われ、事実上の規制強化につながっていくことのないように意見を述べていく必要があります。更に今年2月から3月にかけて開催されたUNEA5.2では、「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際約束に向けて」という決議が採択され、今後国際約束の作成のための政府間交渉委員会が結成されることとなりました。こうした活動にもできるだけ産業界の見解を伝えたいと考えております。

他にも環境安全、レスポンシブルケアなど、日化協の活動は多岐にわたります。字数制約の関係で割愛いたしますが、今後ともJCII様とは化学産業の発展に向けて連携してまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最後に一言、JCIIの付置センターである食品接触材料安全センター様の母体ともいえる塩ビ食品衛生協議会様、ポリオレフィン等衛生協議会様などと日化協事務局は、これまでも同じ茅場町のビルにオフィスを構える関係でしたが、これらの協議会様がJCII様の付置センターとなり、さらに今年の2月にJCII様の本部事務局様が引っ越してこられた結果、両団体事務局は完全にお隣様同士となりました。こうしたご縁も生かして、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



○業務紹介

1) JIS 制定のご案内

高分子試験・評価センター

弊機構ではこれまで約3年にわたり、合成樹脂製食品用器具・容器包装の安全性確認に関する情報伝達のJISの原案作成に取り組んできました。この度、2022年1月20日付でJIS S 2061（合成樹脂製食品用器具・容器包装の安全性確認に関する情報伝達項目）が、日本産業規格(JIS)として制定されましたので、ご案内いたします。

■ JIS 規格制定の経緯

2020年6月に改正食品衛生法が施行され、器具・容器包装の衛生規制を対象をゴム以外の合成樹脂とするポジティブリスト制度が導入されました。対象となる製品は、原則としてポジティブリストへの適合が確認されなければなりません。器具・容器包装取扱い事業者は、企業秘密などの理由によって原材料の詳細が不明であることが多いため、サプライチェーンの川上の事業者からその原材料がポジティブリストに適合しているという情報を確実に入手して製品のポジティブリストへの適合を確認する必要があります。実際には、サプライチェーンの中で原材料取扱い事業者、一次加工事業者、器具・容器包装取扱い事業者など、複数の事業者が介在するため、これらの中で的確に情報伝達することが必要不可欠です。情報伝達について厚生労働省は詳細を定めておらず、事業者間の契約締結時の仕様書、品質保証書、事業者団体の確認証明書などポジティブリストへの適合性を傍証する資料を幅広く想定していることから、情報伝達項目は商流、事業者間の契約などによってそれぞれ異なる可能性があります。そのため、この規格では、情報伝達項目の中で必須であるポジティブリストに適合している旨を伝える情報伝達項目を共通化することを目的とし、併せて、食品衛生法改正以前から法に規定されてきた規格試験の条件を満たすことについて、事業者間で伝達する必要がある場合も想定して規格化しました。

(お問い合わせ)

高分子試験・評価センター 東京事業所
〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17
E-mail: tokyo@jcii.or.jp

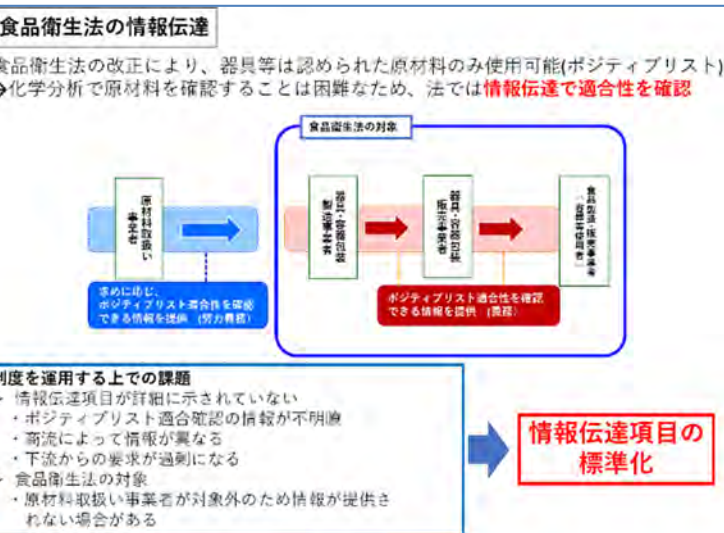


図1-食品衛生法の情報伝達

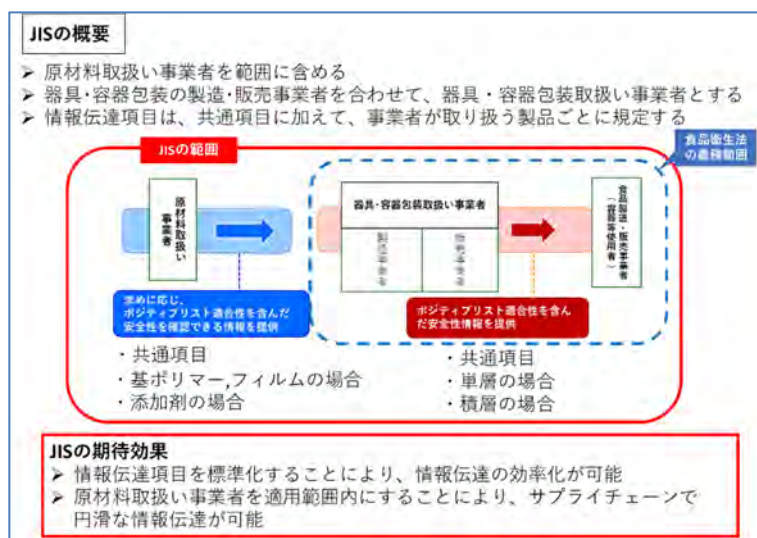


図2-JISの概要

担当者：渡辺
TEL:03-3527-5115 FAX:03-3527-5116

高分子試験・評価センターでは、プラスチックの機械的性質の評価等を目的としたパンクチャー衝撃試験の受託を開始しております。

プラスチックは、さまざまな工業部品や日用品、雑貨等に使われていますが、外的な力が加わると変形や破壊を生じることがあります。外的な力には、ゆっくりした一定速度の力、衝撃的な力、周期的な力などありますが、破壊に至ることが多いのは、衝撃的な力が加わった場合です。

パンクチャー衝撃試験では、プラスチックに衝撃的な力を加えて破壊する時の衝撃力や破壊に費やされるエネルギー等が得られます。これらのデータは、お使いのプラスチックの材料検討などにご活用いただけます。



高速パンクチャー試験機 HTS-PX 形
(株式会社島津製作所製)

<プラスチックの衝撃強さ>

プラスチックの衝撃強さを測定する代表的な試験方法としては、シャルピー衝撃試験やアイゾット衝撃試験があります。これらの衝撃試験では、プラスチックが衝撃を受けて破壊する時に吸収するエネルギーが得られ、その値は、じん性の簡便な評価方法としても利用されています。

JIS K6900 プラスチック用語によれば、衝撃強さやじん性は、以下のように定義されています。

- ・ 衝撃強さ (impact strength)・・・シャルピー及びアイゾット衝撃試験において、試験片が衝撃荷重を受けて破壊する間に吸収されるエネルギーをその試験片の断面積で除した値。
- ・ じん性 (toughness)・・・エネルギーを吸収することができ、一般にもろさのないことの意味を暗に含みかつ破断に至る伸びがかなり大きい材料の特性。(じん性は、応力 - ひずみ曲線の下側の面積に比例する。材料を破断するために必要なエネルギーとして評価されることが多い。

シャルピー衝撃試験は、ノッチの入った試験片を支持台に支持し、振り子の振り下しにより一定の高速での曲げ衝撃を与える方法であり、アイゾット衝撃試験は、ノッチの入った試験片の一端を固定して、他端をハンマにより衝撃を与える方法です。これらの衝撃試験はよく利用されて普及していますが、試験によって得られるのは、試験片が破壊する際に吸収されるエネルギーのみです。

また、デュポン衝撃試験のように、試験片におもりを落下させて目視で破壊の有無を評価する試験方法がありますが、50%破壊エネルギー (試験片の数の50%が破壊を起こすときのエネルギー) を求めるためには、試験片を多く用意する必要があります。

それらに対して、試験機にロードセルを設置 (計装化) して試験片に高速で衝撃を与え、衝撃力 - 変位から衝撃挙動を評価する試験方法があります。このような計装化衝撃試験は、計装化されていない (非計装化) 試験よりも1回の試験で多くの情報が得られます。

<パンクチャー衝撃試験>

計装化されたパンクチャー衝撃試験は、平らな板状試験片の面に対して、高速のストライカ (半球状の打撃面を持つもの) で面衝撃を与えて破壊させる試験であり、衝撃力や変位を計測して破壊に費やされるエネルギー等の衝撃特性を評価できる試験です。試験片の形状もシャルピー衝撃試験やアイゾット衝撃試

験とは異なります。試験方法は、JIS K7211-2（プラスチック-硬質プラスチックのパンクチャー衝撃試験方法—第2部：計装化衝撃試験）に定められています。

図は、JIS K7211-2 に準じて実施したパンクチャー衝撃試験で得られる典型的な衝撃力-変位線図です。縦軸の試験力（試験片にかかる力）が衝撃力、横軸のストローク（ストライカの移動距離）が変位を表しています。高速で動くストライカが試験片の面に接触するところがゼロ点です。接触後は、急激に衝撃力が増加して、変位が約13mmで最大を迎えて、その後、変位が約15mmで破壊に至っていることがわかります。また、衝撃力-変位線図の下側の面積が、破壊に費やされるエネルギーに比例し、じん性の簡便な評価ができる部分です。このような衝撃力-変位線図は、破壊時のイメージがつきやすく、試験片が約2kN近くの衝撃力までは耐えそうなことなども読み取れるので、プラスチック材料の耐衝撃性を詳細に検討する際に有効な試験方法となります。

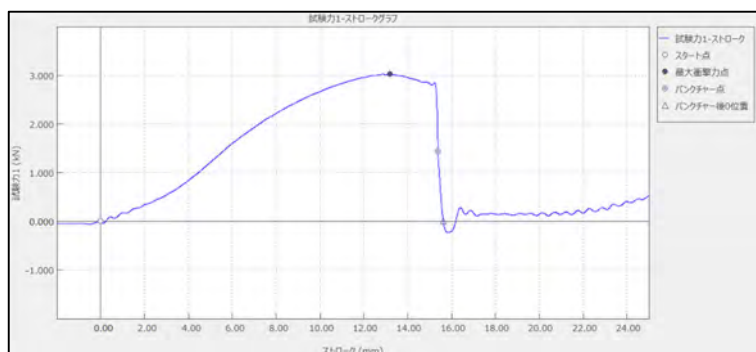


図 パンクチャー衝撃試験の衝撃力-変位線図（試験片の材質：PC/ABS）

当センターで保有しているパンクチャー試験機では、試験片に高速で衝撃を与える際のストライカの速度は1～20m/sの範囲で設定が可能です。計測できる衝撃力の最大は10kNまでになります。また、ストライカの移動距離（ストローク）の最大は300mmです。試験温度の設定は、-40℃～150℃の範囲で実施することが可能です。

試験機の仕様	
最大衝撃力	10kN
最大ストローク	300mm
速度設定範囲	1m/s ～ 20m/s
試験温度設定範囲	-40℃ ～ 150℃

（お問い合わせ）

高分子試験・評価センター 大阪事業所 担当者：狩野、伊藤
〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内
TEL:06-6788-8134 FAX:06-6788-7891 E-mail: osaka@jcii.or.jp

3) 食品衛生法 器具・容器包装におけるPL 制度の変更について

食品接触材料安全センター

食品接触材料安全センターは、厚生労働省とともに既存物質の再整理とPLの改編について意見交換してきました。先頃これらの基本方針と具体的内容が示されたことから、その概要とともに安全センターの対応を紹介します。安全センターは、今回の大きな制度変更により業界が適切に対応できるよう、引き続きセンター内に情報共有するとともに、厚生労働省と適宜意見交換して参ります。

1. PL 改編の背景

PL 制度は、食品衛生法第18条第3項をベースに政令、省令、告示で具体化されてきました。一方、これまで示

器具・容器包装の現状	
○ 業界との意見交換から、制度面の課題として以下の主な5つがある	
カテゴリ	主な課題
樹脂への添加剤に関する情報伝達	ポリイソブレン系樹脂に複数の基ポリマーを複数使用して混合した場合には、それぞれの基ポリマーに対して使用上限が規定されている添加剤量を合計することになっているが、サプライチェーンの各段階で使用されている添加剤の積み上げとなる最終製品に対しての添加剤の使用量が不明。要因として、複数の業者から原材料（基ポリマー/添加剤の単体又は混合）を購入しているものの、 上流メーカー（樹脂混合等を行うメーカー）から情報開示されない （サプライチェーンが長く複雑である場合や、上流メーカーからは企業秘密を含む情報は通常開示されない）ため、 基ポリマーに使用される添加剤の量を算出できない 。
複数の樹脂から成る合成樹脂への添加剤の混合	現在、流通している樹脂は、1種類の基ポリマーだけではなく、複数の基ポリマーで構成されているものもある。一般的には、容器等製造業者は複数の業者から原材料（1種類あるいは複数の樹脂/添加剤の混合）を購入するが、業者によっては、 混合した樹脂1つ1つの基ポリマーの情報伝達せず 、これまでの慣習から、 混合した樹脂全体を主たる基ポリマーから構成された樹脂として取り扱われることがある 。この場合、 混合されている全ての樹脂の基ポリマーの情報が開示されない ため、これまでで使用されてきた実績があっても、 最終製品に含まれる個々の基ポリマーに対して使用される添加剤の量が、使用制限の範囲内であるか確認できない 。 さらに、 塗膜においては 、基ポリマーが架橋剤と化学反応している場合もあるため、 添加剤の使用上限量を考えることもできない 。
一般衛生管理/GMP	器具・容器包装を製造する営業の基準を定めており、一般的な衛生に関すること（一般衛生管理）と食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な、適正に製造を管理するための基準（GMP）を食品衛生法施行規則で設けている。例えば、一般衛生管理では製造などの記録の作成・保存が義務づけられており、GMPでは器具・容器包装の一部を必要に応じて保存することとされている。しかし、食品と異なり、器具・容器包装の市場での流通期間は、器具・容器包装の種類により多様であるため、このような 基準が現実的でない場合がある 。
再生プラスチック	SDGsの考えに基づき、リサイクル品等回収原料の利活用が今後増えてくることから予想される中で、 器具・容器包装のポリイソブレン系樹脂に由来するリサイクル材の考え方の整理が必要 である。
新規申請	欧米等のPLで取組まれている物質の溶出試験や毒性試験のデータを日本のPL取組の際に利用できる仕組みがないと、試験データを取得する時間とコストが必要となる。そのため、どのような エビデンスを収集するか検討が必要 である。また、 企業秘密（物質名など）の扱い方についても検討が必要 である。
<<今後の方針>> 上記の5つの課題について、食品用の器具及び容器包装の分野に知見を有する専門家を含めた検討の場を設置し、課題に対する対応案を作成することで進めてはどうか。	

（2021年12月21日審議会部会資料より）

されたPL制度案について、2021年1月14日審議会部会は、つぎの課題を指摘しました：樹脂への添加剤に関する情報伝達、複数の樹脂から成る合成樹脂への添加剤の混合、一般衛生管理/GMP、再生プラスチック、新規申請。

厚生労働省はまた、将来の強制力あるPLの円滑な運用に向け、2021年12月21日の審議会部会において、既存物質の再整理とPLの改編に向けた基本方針を示しました。この方針は、食品衛生法第18条第3項に抛り、公衆衛生の見地から、器具・容器包装について政令で定める材質、即ち合成樹脂の原材料に焦点化することとしています。そして合成樹脂の原材料に直接該当しない、天然物や無機物質をPLから消除する案を設定しました。この基本方針は右の図に整理されています。赤字でPL対象とされた物質がPLに残ることになり、リストはシンプルに、収載物質数も大幅に絞られることとなります。

(1) 合成樹脂の範囲に関する検討状況

大分類		小分類		物質例	
無機物質	基材a	金属		鉄、銅、アルミ	
	基材b	非金属		ケイ酸塩、炭酸塩等	
	基材c	未精製の無機物		岩石、土、砂	
有機物質	天然有機物	基材d	未精製の天然物	植物、抽出物	
		基材e	天然高分子物質	植物繊維	
		添加剤c	精製された天然低分子物質	油脂、脂肪酸	PL対象
	合成有機物	基材f	合成有機高分子物質（固体）	ポリマー（合成樹脂）	PL対象
		添加剤b	合成有機高分子物質（液体）	PEG、ポリグリセロール	PL対象
		添加剤a	合成有機低分子物質	—	PL対象

(2021年1月14日審議会部会資料より)

2. 基ポリマーリストの改編

現行の基ポリマーリストはポリマーベースで記載されていました。これをモノマーベースにすることで、2,000以上あった物質名が21のコード（グループ化された物質名）に整理されます。またモノマーベースにすることにより、現行のプラスチックと反応生成物が係わるコーティング（塗膜）に分かれていた2つのリストが1つに整理可能になります。

もう一つ注目されるのは、現行の7つの樹脂区分が4つの区分に再整理されることです。即ち、これまでの区分2（疎水性樹脂）、5（PE）、6（PP）は区分2に、区分3（親水性樹脂）、7（PET）は区分3にそれぞれ集約されます。これまで一部樹脂について、帰属可能な複数の区分があったことで、帰属の判断がしにくかった問題が解消されます。なおこの整理は既存物質に適用され、新規物質のリスク評価には、消費係数が過大になりリスク評価が実態から乖離しないよう、現行の7区分が存置されます。これらの方針の概要は下の表に整理されています。

(2) 基ポリマー(基材)の再整理に関する検討状況

合成樹脂区分	Code	物質名	現行のNo.	
区分1	1a	ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体	25, 30, 31, 34, 71	
	1b	スルフィド結合を主とする重合体	59	
	1c	エーテル結合を主とする重合体	45, 46, 47, 55, 60, 61	
	1d	シロキサン結合を主とする重合体	22	
	1e	フッ素置換エチレン類を主なモノマーとする重合体	32	
	1f	イミド結合を主とする重合体	36, 38, 44	
	1g	カーボネート結合を主とする重合体	39, 50	
	1h	エポキシポリマーの架橋体	17	
	1i	エステル結合を主とする重合体の架橋体	20	
区分2	2a	ブタジエンを主なモノマーとする重合体	62	
	2b	アルケンを主なモノマーとする重合体	2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 18, 19, 40, 66, 67, 70	
	2c	スチレンを主なモノマーとする重合体	23, 54	
区分3*	3a	酢酸ビニルを主なモノマーとする重合体の加水分解物	13, 58	
	3b	ウレタン結合を主とする重合体	26, 28	
	3c	アミド結合を主とする重合体	35	
	3d	エステル結合を主とする重合体	27, 29, 37, 41, 42, 43, 51, 52, 53, 56, 57, 63, 64, 65, 68	
	3e	アクリル酸類を主なモノマーとする重合体	1, 8, 9, 24, 33, 69	
3f	吸着能又はイオン交換能を有する重合体	21		
3g	合成セルロース又は化学修飾されたセルロース			
区分4	4	塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体	48, 49	
区分2及び区分3**	Co	被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	別表第1第1表(2)	

ポリエチレン、ポリプロピレンを含む（区分5、6を区分2に統合）

ポリエチレンテレフタレートを含む（区分7を区分3に統合）

(2021年12月21日審議会部会資料より)

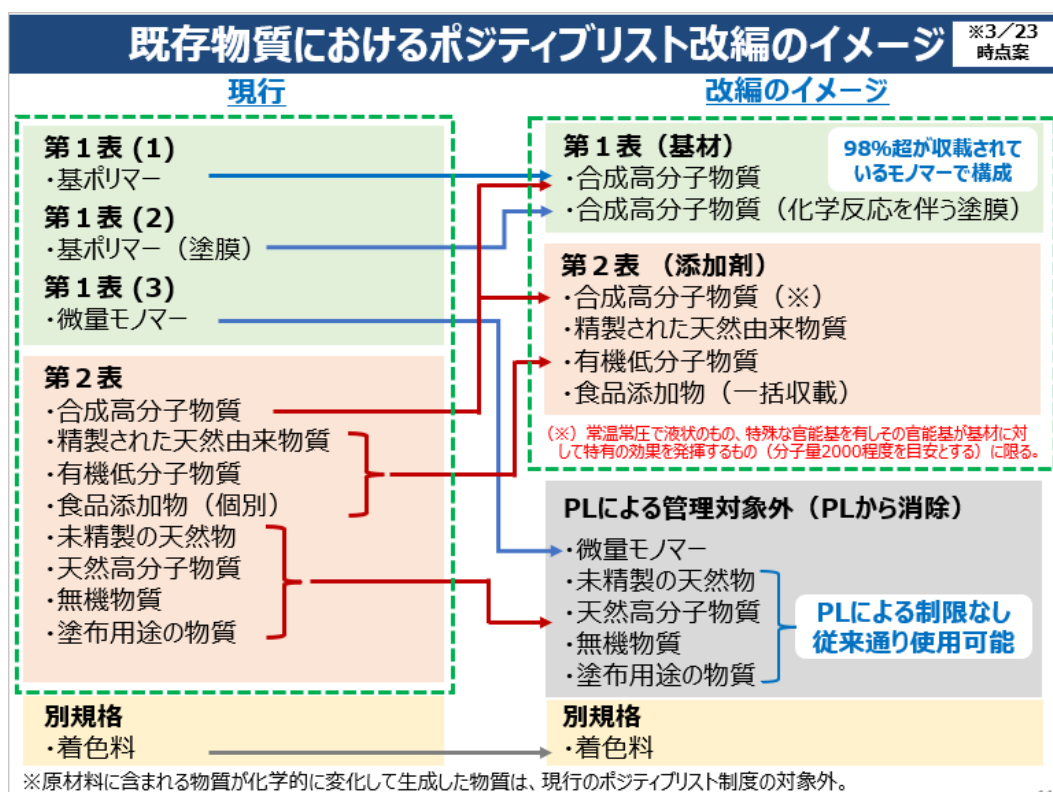
またモノマーについても、ポリマーの主成分を構成する必須モノマーと、ポリマーそれぞれに特性を付与する任意の物質に分ける提案をしています。この改編により、多数のコモノマーから構成されるコポリマーが、よりシンプルに整理できるようになります。

② 第1表(基材)の改編 <具体例>		※3/23 時点案
(旧) 第1表(1)		
25. 尿素・ホルムアルデヒド共重合体	尿素・ホルムアルデヒド共重合体	【1a-704】・【1a-102】共重合体
30. フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	【1a-705】・【1a-102】共重合体
31. フェノール・ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	フェノール・ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	【1a-705】・【1a-102】・【1a-709】共重合体
34. ポリアセタール	オキシラン・1, 3, 5-トリオキサソ共重合体	【1a-701】・【1a-101】共重合体
	1, 3-ジオキサソラン・1, 3, 5-トリオキサソ共重合体	【1a-703】・【1a-101】共重合体
<p>◆ 収載方法 (原料基礎名→モノマー単位) の変更</p> <p>◆ 基材の98%超が (新) 第1表に収載のモノマーで構成 (第1表(3)の撤廃)</p> <p>◆ モノマーをコード化して改編前後を紐付け</p>		
(新) 第1表		
1a ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体	以下の必須モノマー (1種以上) と任意の物質 (1種以上) からなる重合体	
必須モノマー		
1, 3, 5-トリオキサソ	【1a-101】	
ホルムアルデヒド	【1a-102】	
任意の物質	以下の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。	
エチレングリコール又はオキシラン	【1a-701】	基材の構成成分に対して6%以下であること。
1, 3-ジオキサソラン	【1a-703】	基材の構成成分に対して6%以下であること。
尿素	【1a-704】	
フェノール	【1a-705】	
任意の化学処理	重合体の処理に限る。	
メチル化処理	【1a-901】	7

(2022年3月23日審議会部会資料より)

3. リスト改編の全体像

厚生労働省は、2021年12月21日の審議会部会において、改めて既存物質の再整理とPLの改編に向けた基本方針を整理しました。リスト改編の全体像について紹介します。



(2022年3月23日審議会部会資料より)

従来の第1表（基ポリマー）における(1)プラスチックと(2)コーティング（塗膜）は基材リストに一体化されます。(3)微量モノマーは削除されます。

従来の第2表（添加剤）においては、未精製の天然物、天然高分子物質や無機物質が除外され、合成樹脂に関連する合成低分子物質を中心に改編されます。なお基材としての技術的効用が期待できない液状ポリマー、分子量 1,000 以下のポリマー、またポリマー添加剤の中で基材としての技術的効用が期待できないもの、更に精製された天然物については、この改編された添加剤リストに記載されます。

4. 安全センターの対応

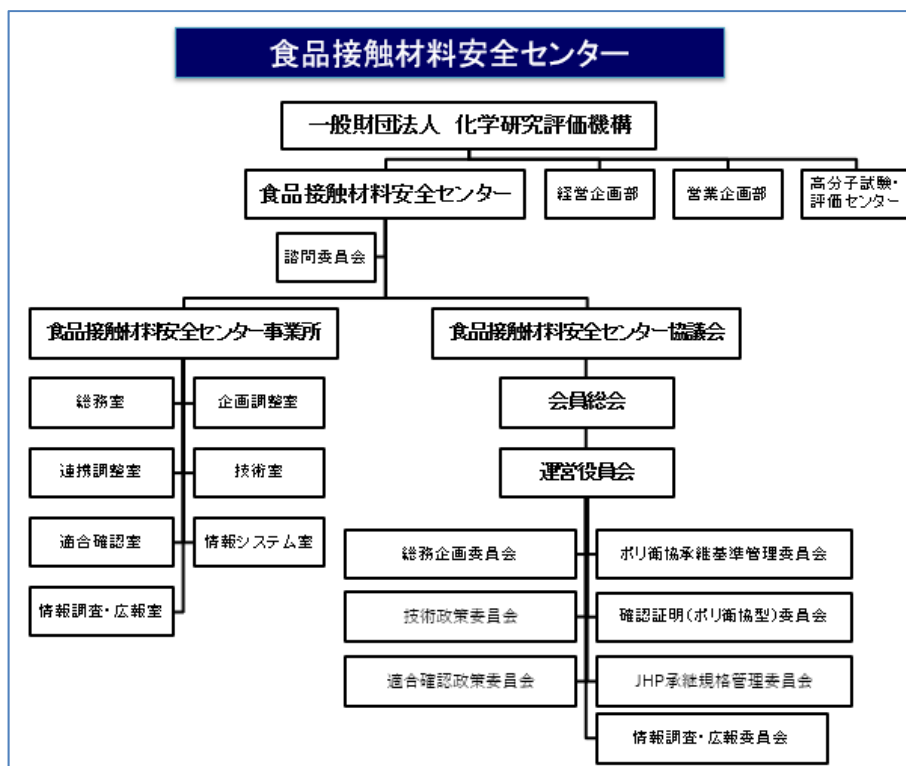
PL 制度における既存物質の整理については、強制力ある PL が施行されたとき、市場の混乱を防ぐ観点から、法施行までに既に上市されている原材料を漏れなく整理することが目指されました。この整理は2年に及びつぎのような過程を辿っています。

2019年12月23日版 → 2020年4月28日版 → 同5月29日版 → 同7月20日版 → 同9月25日版 → 2021年8月18日版 → 同12月24日版

今回こうして長い過程を辿って策定されたリストが改めて再編されるため、業界は再びサプライチェーンの情報伝達など対応を図る必要があります。また今回 PL による管理対象外（PL から削除）とされた物質がかなりの数に上ることから、こうした管理対象外の物質を含めたサプライチェーンの情報伝達のあり方も課題になります。安全センターは組織をあげ、これまでも増して会員、委員会にタイムリーに情報提供するとともに、器具・容器包装業界全体が今回の大きな変化に適切に対応できるよう、厚労省と密接に意見交換して参ります。

● 企画調整室、情報調査・広報室、総務室は、連携して会員説明会を開催し、厚生労働省担当官に既存物質の再整理と PL の改編について直接説明を求め、Q&A の中で会員の照会に対応します。

● 技術政策委員会、技術室をはじめ、ポリ衛協承継基準管理委員会、JHP 承継規格管理委員会は、既存のリストから改編リストへの移行において物質の収載状況をウォッチし、技術的課題に対応します。



● 適合確認政策委員会、適合確認室、情報システム室をはじめ、確認証明（ポリ衛協型）委員会は、(旧) 衛生協議会確認証明書の書き換えを進め適合確認書を継続発行するとともに、国 PL 改編の動きに対応した適合確認の仕組みを構築します。

● 連携調整室は、関連業界団体と連携し、状況変化を共有し業界固有の課題を抽出して対応します。

4) 食品接触材料安全センター会員入会案内

食品接触材料安全センター

食品接触材料安全センターでは会員制度を設定しています。会員になることで、器具・容器包装のPL制度に関する会員説明会に参加できることをはじめ、つぎのようなメリットがありますので、入会をぜひご検討ください。

1. 改正食品衛生法のポジティブリスト（PL）への適合判断、「適合確認書＊」発行を依頼できる。
2. 政府機関への意見・要望の提出ができる。
3. PL制度に関わる法令情報・対応指示をタイムリーに提供、解説してもらえる。
4. 会員ホームページにて、PL制度に関わる各種情報、資料を入手できる。
5. センター主催の各種説明会、企画に優先的に参加できる。
6. PL制度、サプライチェーン管理全体について“よろず相談”ができる。
7. 国PLへの新規物質登録申請の相談、支援を受けられる など。

＊ 2021年4月1日以降は、3衛生協議会の衛生管理業務を食品接触材料安全センターに統合し、センターより（旧）ポリ衛協と（旧）塩食協の「従来の仕組みに基づく確認証明書」を書き換えて発行しています。センターとして、国PLに対する新「適合確認書」の準備が整い次第、発行する予定です。

入会手続きなど詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/114/>

〇お知らせ

本部（経営企画部、営業企画部）移転

化学研究評価機構


これまで千代田区岩本町にありました本部事務所（経営企画部、営業企画部）は、2022年2月21日に下記住所に移転しましたのでご案内致します。

本部／経営企画部・営業企画部

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1
住友不動産六甲ビル8階
TEL.03-6222-9021
FAX.03-6222-9022

アクセス

- 東京メトロ東西線・日比谷線「茅場町駅」徒歩3分
- JR京葉線「八丁堀駅」徒歩8分



JCII News (Japan Chemical Innovation and Inspection Institute News)

2022年4月 第22号

発行人 照井 恵光

発行所 一般財団法人 化学研究評価機構

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル8階

TEL : 03-6222-9021

FAX : 03-6222-9022

URL : <https://www.jcii.or.jp>

本誌の内容に関するご意見、ご質問はJCII 営業企画部 (info_jcii@jcii.or.jp) までお寄せ下さい。

本誌の内容を無断で複写・複製・転載することを禁じます。